

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南山城村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

南山城村長

## 公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理</p> <p>③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査</p> <p>⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査</p> <p>⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査</p> <p>⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更</p> <p>⑧保険給付の支払の一時差止め</p>
③システムの名称	基幹業務支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー、新基幹業務支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者ファイル、介護保険受給者ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番68 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第3号 別表第一 【情報提供】 項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108 【情報照会】 項番93、94 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第1、2、3、4、6、7、10、19条、22条の2、24条の2、25、30条、31条の2、32、33、43、44、47、55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南山城村総務財政課 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1 0743-93-0102
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南山城村総務財政課 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1 0743-93-0102

9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1,000人以上1万人未満 ]            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]            &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]            &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ 委託しない ]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ 提供・移転しない ]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ 接続しない(入手) ] [ 接続しない(提供) ]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。 ・住基ネット紹介する際には4情報または住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・特定個人情報が含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う。	

## 9. 監査

実施の有無 [  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]
<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	南山城村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程等に基づき、特定個人情報に関する研修を実施している。
-------	---

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月19日	I-1-③システムの名称	福祉系システム、統合宛名システム、中間サーバー	福祉系システム、統合宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー	事後	
平成29年10月19日	I-5-②所属長の名称	保健福祉課長 岸田 秀仁	保健福祉課長 山本 雅史	事後	
令和1年5月21日	I-5-②所属長の名称	保健福祉課長 山本 雅史	保健福祉課長	事後	
令和1年5月21日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和1年5月21日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番93、94、95	番号法第19条第7号、別表第一項番1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、109、117、120	事後	
令和2年9月30日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番68	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	
令和2年9月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、109、117、120	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108 【情報照会】項番93、94  番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】第1、2、3、4、6、7、10、19条、22条の2、24条の2、25、30条、31条の2、32、33、43、44、47、55条 【情報照会】第46、47条	事後	
令和2年9月30日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月21日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	再評価の実施
令和4年2月15日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和4年2月15日	I-5-①部署及び②所属長 の役職名	保健福祉課 保健福祉課長	保健医療課 保健医療課長	事後	
令和6年8月31日	I-1-③システムの名称	福祉系システム、統合宛名システム、中間サーバー	基幹業務支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、新基幹業務支援システム	事後	システム標準化対応
令和7年3月31日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	様式変更(評価項目追加)
令和7年3月31日	IV-8人手を介させる作業	なし	追加	事後	様式変更(評価項目追加)
令和7年3月31日	IV-11最も優先度が高いと 考えられる対策	なし	追加	事後	様式変更(評価項目追加)